

シンポジウム 体育学・スポーツ科学における性差認識とジェンダーテーマ設定の趣旨

コーディネーター 井谷恵子(京都教育大学)

キーワード：性差認識・科学認識・性別確認検査・性別二分カテゴリー・ジェンダー視点

スポーツは性別二分カテゴリーを大前提としてきた。男女別で競うことが大原則で、男女の別なく競い合える種目は、オリンピックでは馬術などごく一部に限られ、男女の公平性を保つための方策として当然のように受け入れられてきた。スポーツは、歴史的に男性中心に発展した身体文化であり、「筋肉重視、脂肪排除」という、男女の身体の差異が顕著に現れる分野でもある。新体操やボクシングなど男女非対称の種目の発展もみられ、男女の身体や動きの差異をシンボリックに表現する働きもしている。このことは、スポーツが男女の身体の可能性を示すだけでなく、その差異を男女特性・性差として社会に受け入れさせ、ジェンダー形成を促進する機能を持つことを暗示している。

生物学的カテゴリーとしてのセックスは、遺伝子、内分泌、内性器、外性器、脳、第二性徴、性行動の重層から説明しうるものであり、それらの各水準における生物学的性差には、連続性と蓋然性が認められることが明らかになっている(日本学会会議学術とジェンダー委員会、2006)。他方、社会的・文化的カテゴリーとしてのジェンダーは、中間項を排除する二項に差異化する言語的認知カテゴリーである。つまり、スポーツは連続性、蓋然性を持つセックスを男・女という対立した二項に押し込め、それぞれの項に特性と役割を付与するジェンダー化の役割を果たしてきたといえるだろう。スポーツにおける性別確認検査の廃止、性転換者の出場の認可は、スポーツが強固に持続させてきた性別二分カテゴリーが、生物学的にも、人権上も問題を含むことを認識していることを示唆する。

近年、国連のミレニアム開発目標にジェンダーの要素が示されたように、学術を含め社会のあらゆる分野を「ジェンダーに敏感な視点」で見直すことの必要性和有効性が示されるようになった。欧米諸国では、あらゆる分野でジェンダー視点を重視する「ジェンダーの主流化」が主張され、わが国でも、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、国や地方公共団体のみならず、学術分野においても男女共同参画推進の取り組みが推進されるようになってきている。

「ジェンダーに敏感な視点」とは、人間という種を男女という生物学的性別に還元するのではなく、人種・民族・階級・年齢・障害の有無などの差異と交差

するジェンダーを問い直すことを通じて、真に多様な人間存在に対して配慮を要請するものである。既存の学問における研究の主題や方法を「ジェンダー視点」で見直す諸研究は、人間存在の多様性に配慮することを通じて、多様な生の共存に貢献することが期待される。今日の学術研究では、階級や民族といった従来の分析概念とならんで「ジェンダーに敏感な視点」を導入することによってはじめて、人間存在の多様性に配慮した豊かな分析・認識がなされると言えよう。

本シンポジウムでは、多領域から成る体育学・スポーツ科学をジェンダー視点から見直す第一歩として、これまでの研究蓄積の中でセックスとジェンダーをどのように取り扱い、性差をどのように認識してきたかに焦点を当てる。すなわち、男女差が明示される身体に関わる研究領域として、生物学的な差異と社会的、文化的に形成されてきた男女差について、どれほどの意識を払いながら研究が進められてきたかについて再検討を行い、研究成果が性差認識を再生産し、性別二分カテゴリーの温存に一定の役割を果たしてきたことに対し批判的な検討を加えるものである。

來田享子氏は、体育・スポーツ史学の立場から、性差が歴史的・社会的にどのようにとらえられ構築されてきたか、さらにそれらの性差に対する史学の認識について述べる。高峰修氏は、スポーツ社会学における性差認識について概観するとともに、この領域における主要な研究手法である統計学が差を創り出す科学として男女カテゴリーの温存や特性論の維持に与えた影響について検討する。定本朋子氏は、運動生理学(体力科学)の研究蓄積において、構築された男女差への視点がどの程度反映されているのかについて検討するとともに、性別を絶対的なカテゴリーとして研究を進めることの意義について言及する。阿江美恵子氏は、スポーツ心理学の分野において、研究目的、研究方法、結果・考察、その一般化という研究過程にジェンダーに敏感な視点がどの程度導入され、反映されているか、その現状について述べる。

文献

学術とジェンダー委員会(2006) 対外報告：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来。日本学会会議。

スポーツ心理学とジェンダー

性同一性と女性のスポーツ参加

阿江美恵子 (東京女子体育大学)

キーワード：統計的有意差、性役割、性同一性、アンドロジニー

ジェンダー研究の発展過程で、心理学はジェンダー研究者から白い眼で見られている。それは「性差が有意」であった長い歴史が心理学にあり、データの統計分析でまず性差を扱うことを教えられたからである。それにより、多くの男女差が見出され、それらはすべて「性差」と解釈され、性別に関する社会・文化的影響が考慮されることはなかったからである。

現在はジェンダー論を理解する心理学者が、ジェンダー視点での研究のバイアスを論じ、男女差を単純に解釈することは少なくなった。それでも、まだ多くの研究者が社会・文化的背景まで解釈の範囲を広げる視点を十分に持ちえていないのが現状である。

それでは、心理学は男女差をないと定義しているのだろうか。根本的なところから言えば、身体的な違い・生理学的な違いは、人間の心に何らかの影響を与えると考えて心理学の研究は出発している。男性ホルモン、女性ホルモンの大きな違いは、情緒や筋量に大きな差異を生じ、自分の身体環境に応じた「自己像・自己イメージ」という心の部分を形成している。これらは後天的な発達ではあるが、思春期以降の劇的な男女の身体形態の違いは、無視することができない。その違いを、違いとして認識して、初めて社会的性であるジェンダー論が成り立つと指摘したい。このスタート地点を誤ると、男女差は全くないというような極端なジェンダー論となり、論理的な矛盾が引き起こされる。男女差は、現在までの人間の生物学的な進化の方向である。(将来は違う進化の方向が選択されるかもしれないが、有性生殖を変えることは不可能ではないか。)

さて、以上の立場から心理学とスポーツ心理学におけるジェンダーに関わる考え方を紹介する。

フロイトの精神分析理論によれば、3～6歳までの男根期において、子どもは性の違いに気づき、12・13～20・22歳の青年期において性同一性を獲得する。性同一性は重要な概念であり、社会的学習理論(ミッシェル) 認知発達理論(コールバーグ) ジェンダー・スキーマ理論(ベム)でも論じられている。その社会でその性別にふさわしいと考えられている行動や特性(性役割)に自分を当てはめていく過程は、性の型づけ(sex typing)と名づけられている。この性の型づけによる性同一性は、ジェン

ダー要因の影響力が強いので、身体の性に対して「心の性」とも呼ばれている。自分の身体的な性と心の性は同一である場合が多いが、身体と心の性が異なる場合を性同一性障害と呼び、これは治療の対象となっている。

性の型づけは、社会・文化が期待する男らしさ・女らしさの影響を受ける。アメリカのジェンダー論の研究者であったベム(1974)は、精神的に健康で柔軟性のある新しい人間像として、女性性と男性性両方を合わせ持つアンドロジニー(心理的両性具有)を提唱した。心の性がどのように規定されるかを考える重要な視点である。しかし、アンドロジニーの研究よりも、女性であることを差別しない方向へ運動が広がっていった。

体育・スポーツは長く男性中心であったが、現代の学校教育では男女ほとんど差別なく体育教育を受けている。競技スポーツに男性偏重の傾向はまだ残っているが、オリンピックでの女性競技者の活躍は男性を凌駕するようにならなくなった。スポーツの隆盛も続いているが、相変わらず「女性にスポーツは向かない」「女性の指導者はいらない」「女性のスポーツのプロ化が進まない」など、スポーツへの参加が「女性」であることを理由に妨げられている。このような問題に心理学はどのようにアプローチできるだろうか。

スポーツをすると「女性らしくなくなる」という風説は体育大学的女子学生を苦しめる(阿江, 2004)。中学生の男子生徒に比べて女子生徒がスポーツに参加しにくいのは性差か、または環境なのか。女性の心理を無視した教師の発言や、羞恥心を増長するスポーツウェアに問題はないのだろうか。身体についての教育そのものが日本では否定的なのではないか。制度や規範はできても、科学的根拠のない思い込みによって人間は行動する。心理学は頑固な人間の思い込みを明確にし、それを是正できると主張したい。

文献

- 阿江美恵子(2004) 体育専攻女子大学生のジェンダー・パーソナリティ スポーツ心理学研究 31-2 : 9-18 .
- Bem, S. (1974) The measurement of psychological androgyny. J. of Counseling and Clinical Psychology, 42: 155-162.

運動生理学研究における性差

定本 朋子（日本女子体育大学）

キーワード：体力要素，身体組成，個人差，メカニズム研究，双方向の前提

身体構造にみられる人間の男女差は，他の動物にみられる雌雄差ほど大きくない．動物では，同種属の雄と雌とは思えないほど身体構造の隔たりが大きい．一目で雌雄の区別がつくものである．しかし人間になると，10兆に及ぶ細胞の中で生殖器系の細胞のみが種の存続に必要な男女差を作り出す因子であり，残る多数の細胞は，個体の存続のためにある細胞であり，むしろ男女の類似点を生み出す因子である．このため，身体構造としては，確かに男女の相違点はあるが，それ以上に男女の類似点の方が多いいえる．性差と大きな個人差が重畳し混在している．このような背景のため，性差を明確に分類して取り扱ってきた運動生理学(体力科学)的研究も多いが，男女を分類しないで，まとめて検討してきた研究も多い．このような現状をみながら，性差に関わる運動生理学(体力科学)的研究の知見をまとめ，今後の性差にかかわる課題や方向性などを考えたいと思う．

1．男女を分類した研究

体力要素やパフォーマンスにおける男女の比較研究は数多いといえる．体力はさまざまな要素から構成されているが，男女差の有無やその表れ方は体力要素によって異なる．男女差が少ないのは反応時間や小筋群を用いた運動の敏捷性や局所的な筋持久性である．柔軟性は女性の方が高値を示す．顕著な男女差がみられるのは，エネルギー系の体力である．たとえば筋力や筋パワーは，思春期以降では女子は男子の筋力の60～80%になる．それはからだの大きさや身体組成（脂肪量や筋量など）の違いに起因している．

トップアスリートの世界記録における男女比較の研究は，女性の身体能力の上限を反映すると考えられ，生物学的男女の相違を示唆する役割をもつといえる．これらの研究によると近年に近づくほど男女差が縮まっているといえる．

2．男女を分類しない研究

運動に対するメカニズムの研究の多くは，男女差のカテゴリーを意識しないで進められてきた．種々の生理機能の運動に対する反応を明らかにし，それを司るメカニ

ズム（仕組み）に関する研究は根本的課題といえるが，そこでは男女差という視点はなかったといえる．このため，本来持っていたはずの性差が研究対象として取り扱われなかった側面も大きいといえる．最近になって，男女を分けて検討していない論文を受け付けないこともあるが，男女混合の平均値で結論が出されていることもある．メカニズム研究は，分子や遺伝子レベルで検討する方向にあるので，それらの情報を統合できれば，新たな性差の知見が得られる可能性もある．

3．女性のみを対象とした研究

月経周期や閉経による運動に対する反応，妊娠時の運動に対する反応，アスリートにみられる月経遅延や無月経の影響といったことについては，限られた研究者の努力により，研究蓄積がなされてきたが，全体的にみると十分ではない．これは女性特有の課題であるがゆえに着手されてない側面と個人情報保護や医学配慮といった側面が大きいので科学的な研究対象として捉えにくかったためと思われる．

このように，運動生理学的研究では，常に性差を絶対的カテゴリーとして事象を検討してきたわけではない．今後の方向性として，人を個体レベルで扱う研究領域においては，「＝」という前提と「」という前提のどちらかではなく，双方向の視点からの検証が必要である．これにより，一方向だけでは見えなかった事実が明白になってくるといえる．このような双方向の前提に基づき得られた知見は，本来有するはずの男女差を消失させる，逆に架空の性差を誇張させる，といった事実の歪曲を減減させる役割を果たすと思われる．

【参考文献】

1. 井谷恵子・田原淳子・来田享子：目でみる女性スポーツ白書，大修館書店，2001.
2. 賀谷淳子：男女の体型・機能差とスポーツ．臨床スポーツ医学，22：1217-1223，2005.
3. Wells, C.: Women, Sport & Performance: A Physiological Perspective. Human Kinetic Publishers Inc., Illinois, 1985.

体育・スポーツ社会学研究の立場から

- 量的研究における男女差・性差と有意差検定の思想 -

高峰 修 (明治大学)

キーワード：体育・スポーツ社会学、量的研究、男女差・性差、有意差検定

1. 量的研究における男女差・性差

日本体育学会の体育社会学専門分科会は1962年に設置された学術組織であるが、1993年の第44回大会からは、口頭発表に際して、大会号に加え分科会独自の「発表論文集」を刊行している。他方、1991年には日本スポーツ社会学会が設立され、学会誌として1993年に「スポーツ社会学研究」が創刊された。

本報告では、これら2冊の雑誌に日本体育学会の学会誌である「体育学研究」を加え、1993年から2006年までの14年間を対象として、体育・スポーツ社会学の量的研究論文において性差や男女差がどのように扱われ、説明されてきたかを概観する。

過去14年間で各誌に発表された、人間を対象とする量的研究の数は、「発表論文集」301件、「スポーツ社会学研究」12件、「体育学研究」11件である。そのうち、性別を変数として扱っていたのは「発表論文集」177件、「スポーツ社会学研究」6件、「体育学研究」9件であり、全体では192題となる。

これら192件の論文のうち102件(53%)では、性別は、単に調査の対象となるグループの基本的属性を表す変数として扱われていた。こうしたケースにおいて性別は、あるグループにおける女性や男性の割合、あるいはその割合の多寡を表現する変数であるに過ぎない。

他方、192件中97件では、性別は統計分析において積極的に用いられており、そのパターンは以下のように大別できる：

<パターン> カイ二乗検定やt検定、分散分析、さらには数量化理論や重回帰分析などの多変量解析の分析項目として用いられる。

<パターン> 以上のような統計分析や記述統計を、男女別で行う。

こうした統計分析の結果を比較し、あるいは有意差を検定することによって、男女差や性差という表現が生み出される。体育・スポーツ社会学の研究において、男女差と性差という言葉が意図的に使い分けられているとは言い難く、意味する内容は同じであると思われる。

2. 有意差検定の思想

以上みてきた統計分析の中でも、性別に関してt検定

や分散分析といった分析手法を用い、そこに統計的有意差が認められた場合、「男女差/性差がある」という知識が容易に、しかし確固として生み出されやすい。しかし、そもそもこうした統計分析手法は、いくつかのグループ間に差があることを積極的に見出すための手法なのである。ここでは、こうした有意差検定の考え方について確認する。

有意差検定は、「否定するため」の仮説を立てることから始まる。この仮説は否定される、つまり無に帰すので、帰無仮説と呼ばれる。例えば性別間の平均の有意差検定では、「男性と女性の平均に差はない(差は偶然生じたものである)」が帰無仮説となり、これを棄却することによって、「性別間の平均に差がある(差は偶然生じたものではない)」という仮説(=対立仮説)を採用するという手順を踏む。差が偶然生じたものでない場合、その差には意味があるので「有意差」と表現される。しかし帰無仮説を棄却し対立仮説を採用するという判断はあくまでも確率論に従っており、こうした判断が誤りである確率(=危険率)として、5%、1%、0.1%などの値を採用することが多い。つまり、5%や1%、0.1%の確率で誤りが生じるという前提で「性別間の平均の差には有意な差がある」(厳密に言えば「差がないとは言えない」と判断するわけである。

このように、体育学・スポーツ科学分野に普及している有意差検定には、そもそも2つのグループの平均に差を見出すという思想が貫かれている。こうした有意差検定を使う限り、実験計画や調査計画はグループ間に差を見出すようデザインされるであろう。意図的に計画されたものでない限り、「差がない」という研究結果は、実験計画や調査計画に不備があったと判断され学術的評価を得にくいと思われる。

ジェンダー研究においてこうした有意差検定を用いるにあたっては、結果として得られた男女間の統計的有意差の現実的な意味を考えると、そして男女差が生じる理由をジェンダー視点から検討することが必要だろう。また社会学分野においては、こうした統計分析手法だけではなく、男女の関係性を観察し記述する研究手法を積極的に採用することも重要である。

体育・スポーツ史研究の立場から

- 女性競技スポーツ普及期の奨励論における性差認識を中心に -

来田享子（中京大学）

キーワード：体育・スポーツ史、女性競技スポーツ普及期、女性競技スポーツ奨励論、性差認識

はじめに

体育・スポーツ史研究は、この領域における性別二分カテゴリーの正当性や有効性がどのように捉えられてきたのかという社会的レベルの性差認識の把握に資する。

本報告では、1920年代前半の女性競技スポーツ奨励論を事例に検討を行い、体育学・スポーツ科学が構築してきた性差認識の一端を示してみたい。ここでの検討は、以下の3つの視点から行う。

- 1) この時期の女性スポーツの状況と奨励論の位置づけ
- 2) 奨励論に記された両性の身体的・社会的役割の違い（性差認識）の具体的事例とその内容的特徴
- 3) 非体育・スポーツ領域における性差認識との比較

上記3)の非体育・スポーツ領域との比較は、次の2点に着目して行った。第一に、性差を強く認識させる身体的要素として、一般に生殖に関わる違いがとりあげられることから、これを取り巻く言説の分析との相違点を検討した。第二に、女性スポーツの普及を女性が男性文化に参入した事例の一つであると考え、同様の事例における性差認識との相違点を検討した。具体的には、帝国大学への女子学生の入学問題を扱った。

1. 1920年代前半の女性スポーツの状況と

奨励論の位置づけ

1920年代前半は、日本において女性がスポーツ、とりわけ競技会に参加するようになった時期にあたる。例として1922（T11）年5月27日に開催された女性のための最初の総合的な競技会として位置づけられる第1回府下女子連合競技会、1924（T13）年6月15、16日に開催された日本女子オリンピック大会第1回大会をあげることができる。これらの競技会開催は、女性が競技的なスポーツを行うことに対し、一定の社会的な理解と参加者数の確保等の条件が整ったことを意味する。同じ時期の1923年5月、大阪で開催された第6回極東競技大会ではエキジビション種目として女子のテニスおよびバレーボールが実施されている。また1925年から開催された全日本女子陸上競技選手権大会は、1928年以降は全日本陸上競技選手権大会〈女子の部〉とされた。ちなみに男性競技会への参加事例は、「第2回日本オリンピック大会」

（大阪毎日新聞社主催、1915（T4）年5月1-2日開催）における陸上競技のような国内大会にも見られるが、こうした事例は希少である。

上述のように日本における女性の競技会参加は、参加者を女性だけとする、いわゆる「女子競技会」として実施された事例と、日本で開催された既存の男性国際競技会へのエキジビション参加という事例がほぼ同時期に始まっている。この状況は、近代オリンピック大会への女子陸上競技の正式採用をめぐるIOCとFSFIの議論からすれば、日本に特徴的な動きであったとみることができる。この議論は、オリンピック大会における女子競技の排除の動きに対抗し、FSFIがオリンピックを模した女子の国際競技会を開催したことによって紛糾を極めたからである。

以上のような女性の競技スポーツ普及期の日本の歴史的状況から考えると、この時期の女性競技スポーツ奨励論とは、競技的なスポーツに関し、数や規模の違いがあるにしても、両性にほぼ同種の場を与えることが承認された中で、女性のスポーツに積極的な価値を与え、さらなる普及させることをめざして記されるようになったものと位置づけることができる。次項で具体的に示すように、この時期の奨励論は、両性が共に競技的なスポーツの担い手となった（あるいはなろうとする）ことを当然視する一方で、その身体的な違いや社会的役割の違いを強調する傾向がある。すなわち、両性の違いを認識し、強調することは、女性による競技的なスポーツ実施の否定には帰結せず、違いを強く認識した上での奨励論となったことに着目することができる。

2. 奨励論に記された両性の身体的・社会的役割の違いの 具体的事例とその内容的特徴

検討を行った奨励論における両性の身体的・社会的役割の違いを述べた言説の特徴を以下4点にまとめた。

第一に、いずれの記事も男性の身体との比較によって女性の身体を表象している。すなわち、男性の身体との比較なしに、女性の身体は描かれることが困難であったか、あるいは、比較によって理解される身体であると受け止められていた。このことから、スポーツにおいて基準と

なる身体は男性のそれであったことが読みとれる。

第二に、第一のような比較によって女性の身体が記述される言説においては、比較の対象となる女性の身体は、体型・骨格・筋力等の点で、身体的活動・スポーツへの適応が低い存在であるとされている。

第三に、第一および第二の言説と女性の体育・スポーツを奨励する主張は、多くの場合、論理的には直結していない。単純化した例をあげれば「女性は男性より身体的能力が低く、スポーツへの適応能力が低いから、スポーツをしなければならない」という論理は存在しなかった。記事が実質的に奨励しているのは、男性とは「何か、別の」活動を行うことであることが読みとれる。

第四に、多くの奨励論には、身体的な違いと並列して、女性の社会的な役割や「女性特有の」人格的特徴に関する言説がみられる。

3. 非体育・スポーツ領域における性差認識との比較

田口は月経の医療化言説の分析を行い、月経中は体操を休止させるという医療的措置が1900(M33)年に文部省訓令第6号に明記された後、1920年代にゴム製の月経帯が使用されるに至ってもこの指導が続けられたことに着目している。そしてこの背景には、月経を安静が必要な病理とみる医学的言説があったこと、この言説が導く措置や教育が高等女学校における女学生に「みずからの身体の脆弱性や病理性を自覚」させたと分析する。

上述の女性スポーツ奨励論における両性の身体的な違いの強調と、女性の身体がスポーツへの適応能力が低いことに関わる言説は、この田口の分析と近似の性差認識を構築した可能性を示唆する。しかし、このような一般的な歴史研究分野での指摘に類似する考察に加え、体育・スポーツ科学に固有の性差認識の構築の可能性もあることも、ここでは指摘しておきたい。この指摘は、先にあげた第四の特徴に主として関わるものである。

現代的視点からみれば、男性との比較の上に記された身体的特徴と「女性特有の」人格的特徴とは、本来直接的な因果関係を有するはずがないことは、明らかである。にもかかわらず、この両者が並列的に記述されることによって、そこに因果関係があるような認識を生じさせる可能性があることは否めない。そして、この並列的記述が、身体の訓練を人格の陶冶に結びつけることによって「教育的営み」とされてきた体育・スポーツの次元で展開されることは、より関連性が密接であるかのようなイメージを構築するのではないだろうか。その上で、「対象が女子であることを踏まえ、指導の仕方によっては」スポーツはこの悪しき因果関係を矯正する手段ともなりえるといふ表現が生み出されていくのである。

別の観点として、新しい文化への女性の参入問題に関

連する言説との比較を行ってみよう。ここでは、帝国大学への最初の女性の入学者をめぐる言説を例にとる。

帝国大学の中で、最も早く女子学生に門戸を開いたのは、東北帝国大学であった。1913(T13)年9月に、黒田チカ、丹下うめ、牧田らくの三人が合格した。このうち黒田チカの場合、最初の女性理学士となり、1921(T10)年から2年間の英国留学(オックスフォード大学)を経て、1929(S4)年には国内初の女性理学博士の学位を東北帝国大学から授与された)。体育に関わる最初の文部省留学生として井口阿くりが米国留学を任せられたのは1899(M32)年5月であったことからすれば、自然科学系の学問領域における女性の進出は非常に遅かったことがうかがえる。この黒田をはじめとする女子帝国大学生の誕生時の言説には、次のような特徴がみられる。第一に「生理上体質上の障害」により共学が困難であり、学問のレベルが下がるとするような、体力・能力面での女性の劣位が強調された。第二に、化学分野での研究対象が「家政」に関わることに限定されるとともに、婚姻等の一般的な女性のライフステージが想定されなくなった。第三に、彼女たちの能力が認められるにつれ、女性一般は体力・能力面で男性に劣るが、彼女たちは「天賦の才能を持った」特殊な存在であることが強調され、すべての女性に同様の門戸を開くことは難しいとされた。

特に注目されるのは、第三の特徴である。新たに参入した女性たちの存在が、女性カテゴリーからはずされ、特殊な位置づけをされている。このような事例は、体育・スポーツ領域の言説ではほとんど見ることができない。井口阿くりは「日本一の醜婦」と評され、人見絹枝は性別を疑われはしたが、身体を扱う領域にあって自明のものとしてされた性差認識の故に、女性カテゴリーからはずされることはなかった。

まとめ

以上、1920年代前半の女性競技スポーツ奨励論を事例に3つの視点から検討を行った。ここでの検討は、体育・スポーツ領域において性差が強調され、一定の性差認識が構築される場とはいかなるものなのか、そこで構築される性差認識の具体的な内容とはどのようなもので、体育・スポーツ領域における特殊性はどこにあるのかを明らかにしようとしたものである。こうした把握は、体育・スポーツという領域における、時代に見合った性別カテゴリーのあり方を模索する理論づくりや、自然科学的な研究が「性差として認定した事実」は時代の都合によって、どのように利用/援用される可能性があるのかについての将来を見通すことに役立つであろう。